

小山市空き家バンク利用促進補助金対象工事

対象工事等の種類

(1) 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上のために行う改修・改築工事

- ・基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
- ・間取りの変更等の模様替えを行う工事
- ・屋根、外壁、天井、内壁、床、外建具等の断熱改修工事
- ・バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等）
- ・屋外修繕工事（バルコニー、雨樋等）
- ・屋内修繕工事（壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等）
- ・設備改修（システムキッチン、洗面台、トイレ等）
- ・給排水管の修繕工事 ・電気配線修繕工事

《対象とならない工事例》

【リフォーム工事】

全般	1	新築工事
	2	設計費、確認申請手数料等
	3	併用住宅の居住以外の部分のリフォーム工事
外構等	4	物置、車庫、カーポート等の工事
	5	造園、門扉、塀、ウッドデッキ等の工事
	6	植樹、剪定等の植栽工事
	7	下水道接続、合併処理浄化槽工事
設備関係	8	電話、インターネットなどの配線工事
	9	アンテナ設置等の工事
	10	給湯器の設置工事
	11	太陽光発電、太陽熱利用設備の設置工事
	12	雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事
電気器具等	13	家電製品設置工事（エアコン、照明器具等）
	14	暖房器具等の設置
	15	家具、調度品の購入・設置
	16	防犯カメラ・ライト等の設置工事
	17	ガスコンロ、IH（電磁）調理器のみの設置、入れ替え
その他	18	網戸の設置、張替え
	19	カーテン・ブラインドの設置
	20	シロアリ駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布のみの場合

	2 1	ハウスクリーニング、排水管清掃等
	2 2	防災、消防設備・用品の設置工事（火災報知機、ガス警報器等）

【家財処分】

全般	1	特定家庭用機器再商品化法に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金（家電リサイクル料金）
	2	居住部分以外（併用住宅の店舗等・附属家）の家財